

令和5年度 香川県総合教育会議

# 子どもと教師のウェルビーイング 実現のための環境整備について

# 教育振興基本計画

## 「教育振興基本計画」(令和5年6月閣議決定)とは・・・

政府として、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するもの

## 教育振興基本計画のコンセプト

### 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・ 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・ 社会課題の解決を経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・ Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

### 日本社会に根差したウェルビーイング<sup>※1</sup>の向上

- ・ 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・ 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福<sup>※2</sup>と獲得的幸福<sup>※3</sup>のバランスを重視
- ・ 日本発の調和と協調 (Balance and Harmony) に基づくウェルビーイングを発信

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※2 利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく幸福

※3 自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすという、個人が獲得・達成する能力や状態に基づく幸福

# 子どもと教師のウェルビーイング

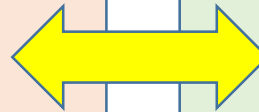
「教育振興基本計画」の「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の中で、  
子どものウェルビーイングと教師のウェルビーイングについて言及

## 子どものウェルビーイング

- ・幸福感(現在と将来・自分と周りの他者)
  - ・自己肯定感と自己実現
  - ・学校や地域とのつながり
  - ・安全・安心な環境
- など

## 教師のウェルビーイング

- ・子どもの成長実感
  - ・職場の心理的安全性
  - ・保護者や地域との信頼関係
  - ・労働環境が良い
- など



# 子どものウェルビーイングの確保

子どもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上により  
子どもの幸せや豊かさの向上を図る

## ○子どもの権利利益の擁護

○子どもの権利等の理解促進や人権教育の推進、子どもが安心して学べる環境の整備など、子どもの権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む

## ○主観的ウェルビーイングの向上

○道徳教育や特別活動(清掃や学校給食を含む)、体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導など学校教育活動全体を通じて子どもたちのウェルビーイングの向上を図る

## ○青少年の健全育成

○発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図る  
○適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組の推進

## ○いじめ等への対応

○いじめの未然防止、積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進など対策の強化  
○体罰や暴言等の不適切な指導等の根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備促進

など

- 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加

など

# 教師のウェルビーイングの確保

## 教師を取り巻く環境整備について、直ちに取り組むべき事項※

※「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」  
令和5年8月 中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会

### 1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- 好事例の横展開・・・国、都道府県、市町のそれぞれの主体が具体的な対応策を横展開
- 授業時数の点検と計画の見直し・・・全ての学校で点検し、指導体制に見合うものへ見直し
- 学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化
- ICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

### 2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

- 積極的な議題化・・・学校運営協議会や総合教育会議において議題化
- 行政の支援体制構築・・・保護者等からの過剰な苦情等に対する教育委員会等の対応
- 指針※の実効性向上・・・時間外勤務の抑制等に向けた学校業務の検証・見直し・環境整備等
- メンタルヘルス対策・・・個別の要因分析や対策の好事例の創出
- 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底、各教育委員会等の状況の丁寧な確認

### 3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

- 教職員定数の改善・・・小学校高学年の教科担任制の強化等
- 支援スタッフの配置充実・・・教員業務支援員の全小・中学校への配置等
- 教職員の処遇改善・・・主任手当や管理職手当の額を速やかに改善する等
- 大学・民間企業等との連携・協働・・・教師のなり手の新たな発掘のための教職の魅力発信等
- 教員養成課程の見直し、地域枠の設定、奨学金返還支援の速やかな検討

※指針：給特法第7条に基づき令和2年1月に文部科学省が定めた指針（「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」。なお、香川県は「県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「香川県立学校教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定。

# 教育委員会における働き方改革の取組

## 「教職員の働き方改革プラン」

平成30年度(～令和2年度) 3年間

- ・ 目 標：原則として時間外在校等時間が月45時間、年間360時間を超える教員ゼロに
- ・ 重点取組事項：勤務時間の客観的な把握、部活動に関する休養日・活動時間の設定、夏季休業日の学校閉庁日の設定、夜間・休日における留守番電話対応等の導入

## 第4期「香川県教育基本計画」

令和3年度(～令和7年度) 5年間

### (1) 施策体系

重点項目：5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

取組みの内容：学校における働き方改革の推進

### (2) 現状と課題(抜粋)

○「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」については、本県では、令和元年度末に、

公立全校種の教員について時間外在校等時間の上限に関する規則等の整備を行い、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにすることをめざし、業務の適正化や効率化、学校運営の改革と教職員の意識改革、保護者、地域への理解促進に取り組んでいる。

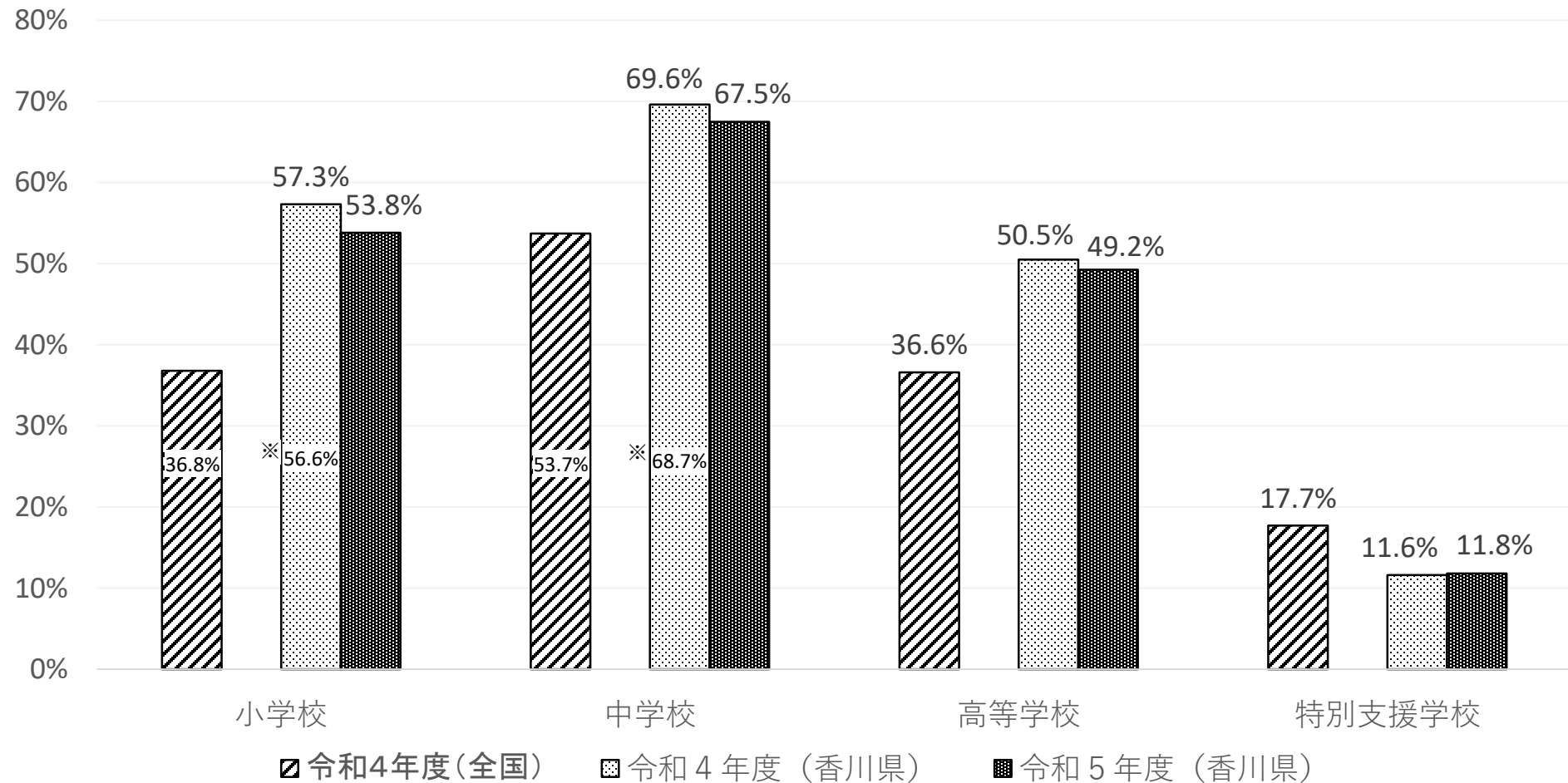
### (3) 主な施策

- ・ 教職員の働き方改革の推進
- ・ 学校を支える専門スタッフの充実
- ・ 教職員のメンタルヘルス等健康管理の推進

番号	指標	令和2年度 策定時	令和4年度 実績	令和7年度 目標
28	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	12.1日	15日以上

# 学校種別 時間外在校等時間

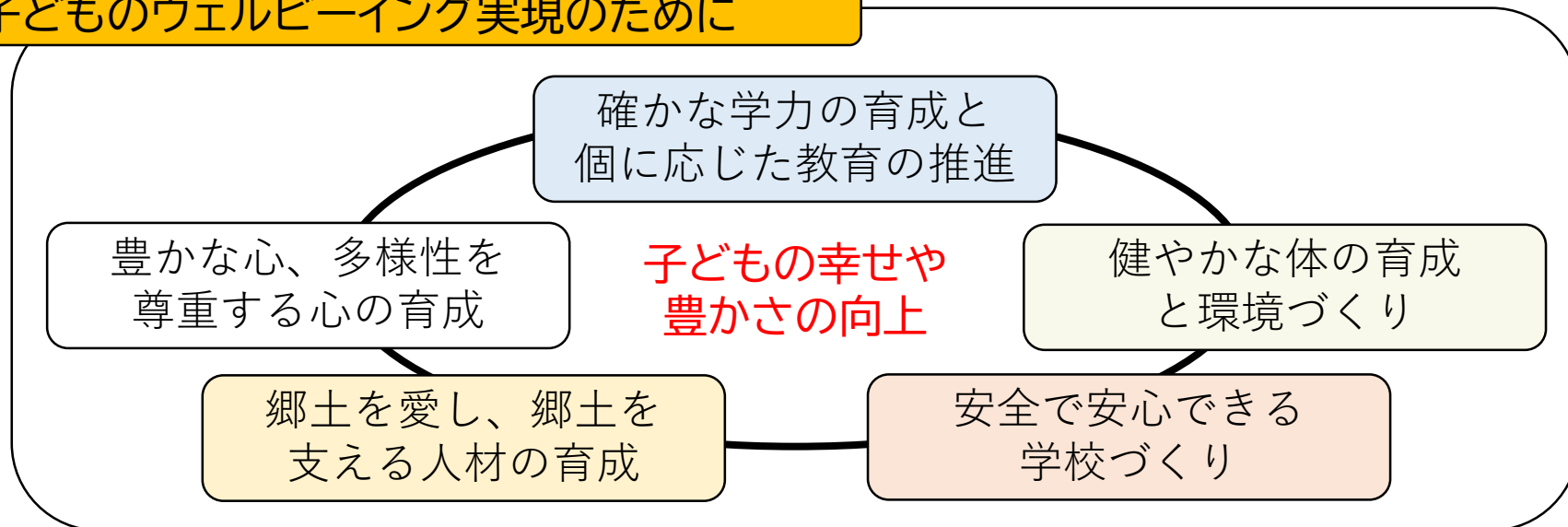
《 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合 》(4月～7月平均)(香川県)



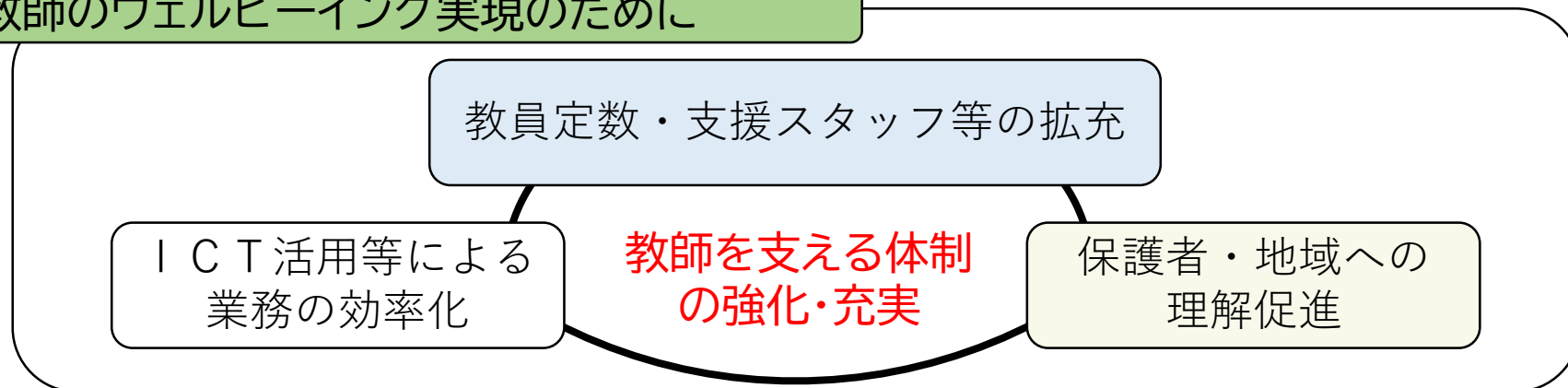
- ・ 令和4年度(全国)は「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(令和4年12月)
- ・ 令和4年度(香川県)並びに令和5年度(香川県)は香川県教育委員会の独自調査
- ・ ※の数値は、令和4年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」における香川県分の数値(支援スタッフ等を含む)。

# 子どもと教師のウェルビーイング実現に向けた今後の方向性

## 子どものウェルビーイング実現のために



## 教師のウェルビーイング実現のために



課題に早期に取り組み、政策効果の発現を目指す